資 料 ３

調布市生涯学習推進協議会条例

平成２年３月23日条例第４号

改正

平成10年３月18日条例第８号

平成13年３月21日条例第14号

平成20年３月24日条例第８号

（設置）

第１条　調布市における生涯学習社会の形成を推進するため，調布市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は，市長の諮問に応じ，前条の目的を達成するために必要な生涯学習事業及び生涯学習施設の在り方について検討協議し，答申する。

（組織）

第３条　協議会は，生涯学習について広い識見と経験を有する者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は，２年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は，委員が互選する。

３　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（招集）

第６条　協議会は，会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第７条　協議会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（部会）

第８条　協議会に，次の各号に掲げる部会を置く。

（１）　事業部会

（２）　施設部会

２　部会は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める事項を分掌する。

（１）　事業部会　生涯学習事業に関すること。

（２）　施設部会　生涯学習施設に関すること。

３　部会は，会長の指名する委員をもって組織する。

４　部会に部会長を置き，会長が指名する。

５　部会長は，部務を掌理し，部会の経過及び結果を協議会に報告する。

（意見聴取）

第９条　会長は，協議会の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を協議会に出席させ，その意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条　協議会の庶務は，生活文化スポーツ部において処理する。

（委任）

第11条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月18日条例第８号）

この条例は，平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月21日条例第14号）

この条例は，平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月24日条例第８号抄）

（施行期日）

１　この条例は，平成20年４月１日から施行する。